

事務連絡
令和3年11月17日

【重要】本事務連絡は、専修学校及び各種学校の認可を受けた日本語教育機関は対象となりません。文部科学省が発出する通知を御確認ください。

日本語教育機関を運営する企業・団体等の皆様
(専修学校・各種学校の認可を受けた日本語教育機関を除く)

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課

出入国在留管理庁における「水際対策強化に係る新たな措置（19）」実施要領 (第2版)

1 概要

本制度は水際対策に係る新たな措置（19）に基づき、受入責任者（入国者を雇用又は事業・興行のために招へいする企業・団体等）が業所管省庁（当該企業・団体等を所管する省庁）から事前に承認を受け、受入責任者が行動管理等に責任を持つことを前提に、外国人の新規入国制限の緩和措置及び14日間の自宅等待機期間内の行動制限の緩和措置を実施するものです。

この点に関し、日本語教育機関の一部には学校教育法の教育機関ではないものが含まれており、これらについては業所管省庁の特定が困難な状況となっていることにつき、業所管省庁が判明しない受入れ機関が受け入れる外国人で「特段の事情」があると判断できる場合には、入管庁において当該審査・承認業務を行うこととしました。

本制度を活用するに当たっては、本実施要領及び別紙の留意事項をよく読み、必要な手続を行ってください。

また、申請にあたっては【関連リンク先】に記載の厚生労働省のホームページにおいて最新の要領等を御確認ください。11月18日以降の申請については、厚生労働省のホームページに掲載されている新たな様式で申請してください。

2 本事業の活用の要件等

(1) 申請の対象となる外国人の要件

- ア 長期間の滞在の入国者であること
- イ 有効な在留資格認定証明書が交付されていること
- ウ 入国者を雇用又は招へいする企業・団体等の受入責任者がいること
- エ 受入責任者の業所管省庁が存在しない又は特定することが困難であること
- オ 留学生の場合、出入国在留管理庁による本年の教育機関の選定において「適正校」又は「新規校」である旨の通知を受けた教育機関が受け入れる者であること
- カ 留学生の場合、指定した期間内に在留資格認定証明書が交付された者であること

(2) 申請資料（アからエまでが新様式に変更されています。）

- ア 申請書（様式1）
- イ 誓約書（入国者，受入責任者）（様式2）
- ウ 活動計画書（様式3）
- エ 入国者リスト（様式4）
- オ 入国者のパスポートの写し
- カ 有効な在留資格認定証明書の写し

(3) 申請方法

ア 本制度を活用しようとする受入責任者は、下記の送付先に上記（2）の書類を送付して申請してください。

なお、これまで複数の入国者がいる場合、入国予定日ごとに取りまとめて申請を受け付けていましたが、入国予定日が異なる複数の入国者に係る申請でも、申請書及び入国者リスト（全入国者記載）を一部ずつ提出することとなります。

イ 上記アの提出書類のうち、入国者リスト（様式4，ファイル名に8桁の申請日及び受入責任者名を記載した Excel ファイルのものに限る。【例】20211126〇〇学院【様式4】入国者リスト.xlsx）の入力済みデータを電子メールに添付して下記のメールアドレスに送付してください。

なお、メール件名には受入責任者名（教育機関名）を記載してください。

（申請書類送付先）

〒100-8973 東京都千代田区霞が関1-1-1

出入国在留管理庁 在留管理支援部 在留管理課 水際対策班 宛て

※ 地方出入国在留管理官署では申請を受け付けていませんので、必ず上記送付先に送付してください。

（メール送付先）

zairyukanri01.isa@i.moj.go.jp

※ 上記メールアドレスに送付された質問等には回答できませんので、御承知おきください。

(4) 申請可能時期

原則として、申請日から査証申請希望日が2か月先までのものを受け付けることとしています。入国予定が具体的に決まった段階での申請をお願いします。

また、留学生の場合は、入国者に交付された在留資格認定証明書の作成日が、以下に定める期間内である場合に本措置の申請が可能です。

令和3年11月の利用対象者→2020年1月1日から2020年3月31日
令和3年12月の利用対象者→2020年1月1日から2020年9月30日
令和4年1月の利用対象者→2020年1月1日から2021年3月31日

※ 令和4年2月以降の利用対象者は、実施状況等を踏まえつつ決定します。

※ 利用対象者とは、当該月に業所管省庁に対して申請できる者をいいます。

なお、在留資格認定証明書の再申請に伴い、当初入学予定時期に交付された在留資格認定証明書と現在所持している在留資格認定証明書の作成日が異なる場合は、当初交付された在留資格認定証明書の作成日が上記に定める期間内であれば、条件を満たしているとみなします。この場合、提出する有効な在留資格認定証明書の写しの上欄に、再交付前の在留資格認定証明書の作成日・番号を付記してください。

(5) ワクチン接種証明書保持者に対する入国後待機期間の短縮

条件を満たすワクチン接種者については、入国後10日以降の検査を条件に自宅等待機期間の短縮が認められます。

入国後10日目以降の自宅待機期間の短縮を希望する場合は、受入責任者においてワクチン接種証明書の有効性を確認の上、申請書にその旨記載必要があります。また、検疫での審査のため、入国時もワクチン接種証明書の持参が必要になります。有効なワクチン接種証明書については、【関連リンク先】にて確認してください。

ワクチン接種証明書保持者以外の留学生は、入国後14日間、受入責任者が確保する施設において待機する必要があり、必要な検査実施時以外の外出は認められません。

また、3日間待機指定国・地域等であっても、待機初日から受入責任者が確保する施設において待機することとなり、検疫所長が指定する宿泊施設での待機はありませんが、定められた検査を実施する必要があります。

活動計画書の作成に当たっては、上記の条件を踏まえつつ、記載例を参考に記載してください。

なお、定められた検査を行うための検査機関については、以下のサイトに掲載されている医療機関又は検査機関に限られます。

<https://www.c19.mhlw.go.jp/search/>

※ その他検査の詳細については、厚生労働省コールセンターへお問合せください。

(6) 審査済証の交付

提出された申請書類を当庁で審査した結果、入国者を適切に受入れ可能であることが認められる場合には、上記(3)イの書類を提出したメールアドレス宛てに審査済証を交付します。

また、審査済証の交付にあわせて、厚生労働省入国者健康確認センターのWEBフォームに係る案内を送付します。

審査済証の交付が適当ではないと判断した場合は、対象の入国者氏名及び不交付の理由を同アドレスに通知します。

3 受入時に実施する事項

(1) 入国時に実施する事項

水際対策強化に係る新たな措置(19)実施要領に記載のとおり所定の手続を実施してください。

日本への入国は、混雑を避けるため、できるだけ月曜日から木曜日に到着する航空便等を利用することが推奨されます。

また、天候の影響等により到着便や到着時間が変更され、その後の活動計画書の内容が変更になる場合等は、厚生労働省が運営する入国者健康管理センターが指定するWEBフォームにおいて、入力した情報の修正を行ってください。

なお、待機期間の短縮を希望する場合でも、検疫においてワクチン接種証明書が無効とされた場合は、14日間の待機が必要となります。

(2) 入国後に実施する事項

水際対策強化に係る新たな措置(19)実施要領に記載のとおり所定の手続を実施してください。

「水際対策強化に係る新たな措置(19)」の2頁に定める、受入責任者の管理の下で、ワクチン接種証明書保持者に対して、入国後最短で4日目以降に活動計画書の記載に沿った活動を認める措置(特定行動)については、「留学」の在留資格による入国の場合は適用しません。

待機期間終了後、受入結果(様式5、ファイル名に8桁の提出日及び受入責任者名を記載したExcelファイルのものに限る。【例】20211126〇〇学院【様式5】受入結果報告.xlsx)の入力済みデータを電子メールに添付して下記のメールアドレスに送付してください。

なお、メール件名には受入責任者名を記載し、メール本文に新規の申請である旨を明示してください。

(メール送付先)

zairyukanri01.isa@i.moj.go.jp

4 誓約に違反した場合の対応

入国者又は受入責任者が誓約書に違反した場合は、助言・指導等の是正措置を講じることとし、必要に応じて、受入責任者に実地検査を実施します。

また、違反が悪質な場合には、当該手続における以後の申請を受け付けないこととして、必要に応じて誓約事項に違反した入国者の氏名等と共に受入責任者の企業・団体・学校名を公表するほか、留学生の受入れの場合、在籍管理が適切に行われていないものとして、選定が停止となる場合があります。

5 適用時期

本実施要領の内容は、令和3年11月8日午前10時に受付を行うものから適用します。

第二版の内容は、令和3年11月18日の申請から適用します。

なお、当面の間、従前の様式での申請も受理することとします。

6 本件問合せ先

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課

電話：03-3580-3207

受付時間：9:30～18:00（平日のみ）

※ 個別の申請に係る審査状況について回答は致しません。

厚生労働省コールセンター

電話：0120-220-027

0120-248-668

050-1751-215

受付時間：9:00～21:00（土日含む）

7 添付資料

別紙 「水際対策強化に係る新たな措置」利用に当たっての留意事項

【関連リンク先】

○出入国在留管理庁ホームページ

「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否等について」
(https://www.moj.go.jp/isa/hisho06_00099.html)

○厚生労働省ホームページ
「水際対策に係る新たな措置について」
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

○「水際対策強化に係る新たな措置（19）」
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00318.html)

○有効と認められる新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種証明書について
(https://corona.go.jp/news/pdf/mizugiwataisaku_20210927.pdf)

「日本へ入国・帰国した皆さまへ 「14日間の待機期間中」のルール」
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00263.html)

○文部科学省ホームページ
「日本への入国申請（受入機関の皆様）」
(https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00144.html)

○首相官邸・新型コロナウイルス感染症対策本部ホームページ
(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html)

○外務省ホームページ
「新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について」
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html)

※上記は更新・変更されることがありますので、必ずホームページ等で確認してください。

出入国在留管理庁における「水際対策強化に係る新たな措置」利用に当たっての留意事項

<申請に当たっての留意事項>

- ◆ 郵送又は配送にて申請書類が紙媒体で提出され、必要な電子データがメールにて送付されたことが確認された場合のみ申請が受理されます。
- ◆ 郵送の場合、可能な限り配達記録の残る形式で送付願います。
- ◆ メールや郵送の到着に係る連絡は行いません。
- ◆ 誤った送付先に対して申請書類を送付した場合、申請は受理されません。その場合は着払いにて書類を返送します。
- ◆ 提出する申請書類は、A4サイズ（両面印刷可）としてください。
- ◆ 在留資格認定証明書は写しを提出してください（原本を提出しないでください）。
- ◆ 申請の対象となる外国人の要件を満たしていない場合及び必要な申請書類が提出されていない場合は、非承認となります。
- ◆ 返納等により失効した在留資格認定証明書の写しのみが提出された場合は、必要な申請書類が提出されていないものとして扱います。
- ◆ 申請書類の再提出を求められた場合は、速やかに御対応願います。また、メールの件名や送り状等に追完の提出である旨を明示し、特に入国者リストの再提出を求められた際は、当初送付したファイル名の先頭に（追完）等の記載をするようにお願いします。
- ◆ 申請書及び誓約書の宛名は「法務大臣」としてください。
- ◆ ワクチン接種証明書の要件については、厚生労働省のホームページで御確認ください。
- ◆ 郵送での申請に当たっては、封筒に受入責任者名を記載してください。
- ◆ 申請書類について、1回の申請ごとに以下の順番のとおり並べてください。
 - ・申請書
 - ・入国者リスト
 - ・誓約書
 - ・活動計画書
 - ・入国者のパスポートの写し
 - ・在留資格認定証明書の写し
- ◆ 一度提出された資料は返却できませんので、予め御承知おきください。
- ◆ 査証申請希望日の2週間以上前までには送付先に申請書類が到着するよう

申請をしてください。上記の条件を満たさない場合、計画の修正を依頼することがあります。

- ◆ 査証申請希望日から入国予定日までは、現在査証申請から発給までの期間が2週間かかる場合があることも考慮し、十分な余裕をもって申請願います。
- ◆ 受入責任者が日本語教育機関の場合は、日本語教育機関に係る法務省告示に掲載された名称を使用してください（コース・課程名は省略可，設置会社名等は記載しない）。

<入国者受入れに当たっての留意事項>

- ◆ 入国者の待機施設等は必ず申請前に確保してください。
- ◆ 待機施設等は、到着地から自家用車、社用車、貸切車両又はハイヤーで移動できる範囲である必要があり、公共交通機関の使用はできません。
- ◆ 待機期間中に入国者に違反が認められた場合は、受入責任者、違反した入国者、違反内容の詳細がわかるよう報告書（様式自由）を作成し、違反事実の発生から3日以内に、受入結果提出用のメールアドレスに送付してください。
- ◆ 受入結果は待機終了後7日以内に提出してください。